

# 一般社団法人全国高等専門学校連合会寄附金取扱規則

制定 令和2年3月25日

## (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人全国高等専門学校連合会（以下「連合会」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (寄附金の内容及び募集)

第2条 連合会が受領する寄附金は、連合会の活動全般に係る寄附金とする。

2 連合会は常時、寄附金を募集することができる。

## (寄附条件)

第3条 寄附金を受け入れようとする場合において、次の各号に掲げる条件が附されているものは、受け入れることができない。

- 一 寄附者に寄附の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること
- 二 寄附申込み後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すこと
- 三 寄附金による事業遂行の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は無償で使用させること
- 四 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うことと
- 五 寄附金を受け入れることによって連合会に財政負担を伴わせること
- 六 その他会長が特に事業遂行上支障があると認める条件

## (寄附の申込み)

第4条 寄附金の申込みは、別紙様式第1号による書面（電磁的方法によるものを含む。）によるものとする。

## (受入審査)

第5条 会長は、寄附金を受け入れるときは、必要に応じて連合会の代表理事に意見を聴くこととする。

## (受け入れの決定)

第6条 会長は、第4条に規定する寄附金の申込みがあり、業務の推進に有意義と認める場合は、当該寄附金の受け入れを決定し、理事会及び総会に報告するものとする。

2 前項による受け入れを決定するときは、第2条の規定による経費の使途を明らかにしなければならない。

## (受け入れ通知)

第7条 会長は、寄附金の受け入れの決定をしたときは、別紙様式第2号による寄附金受入通知書を当該寄附者に送付するものとする。

## (雑則)

第8条 本規則に定めるもののほか、寄附金の取扱いに関して必要な事項は会長が別に定めることができる。

附 則（令和2年3月25日 制定）

## (施行期日)

この規則は、令和2年3月25日から施行する。

別紙様式第1号

## 寄 附 申 込 書

年 月 日

一般社団法人全国高等専門学校連合会会長 殿

御 住 所 <small>※法人・団体の場合は所在地</small>	〒 —
御 氏 名 <small>※法人・団体の場合は代表者氏名</small>	ふりがな  印
法人名・団体名 <small>※個人の方はご記入不要</small>	ふりがな  印
電 話 番 号	— — 内線
メールアドレス	

一般社団法人全国高等専門学校連合会の趣旨に賛同し、下記のとおり寄附します。

寄 附 金 額	円也
寄 附 の 内 容	連合会の活動全般に係る寄附 ※それ以外の寄附をご希望の場合は別途ご相談ください。
その他ご意見等	※寄附金を連合会口座にお振込みいただく際に手数料を差し引かれる場合は、その旨お知らせ願います。

法人・団体様の場合、ご担当者様の連絡先についてご記入ください。

御 担 当 部 署	
御 氏 名	ふりがな  
御 住 所	〒 —
電 話 番 号	— — 内線
メールアドレス	

様

一般社団法人全国高等専門学校連合会

会長 ○ ○ ○ ○ 印

### 寄附金の受け入れについて

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたびは下記の寄附金のお申込みを頂き厚く御礼申し上げます。寄附金につきましては、その趣旨に沿い有効に使用させていただきます。

今後とも一般社団法人全国高等専門学校連合会の発展のため、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

- 1 寄附金額 円
- 2 寄附の内容 連合会の活動全般に係る寄附